

令和8年度（2026年度）「食のみやこ熊本」球磨焼酎消費拡大推進補助金実施要領

（目的）

第1条 この要領は、原油・原材料価格の高騰による影響を大きく受けている県内の酒造事業者等を支援するとともに、「令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プラン」及び「食のみやこ熊本」の創造を実現するために、球磨焼酎を製造する蔵元が実施する商品開発や国内外の酒類コンペティションや展示会等への出展等、球磨焼酎酒造組合が実施する球磨焼酎の振興に係る取組み、または球磨焼酎蔵ツーリズム協議会が実施する誘客促進に係る取組みを支援し、球磨焼酎の認知度向上や販路拡大に繋げることを目的とする。

（事業の実施）

第2条 この事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県商工労働補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助対象事業の内容等）

第3条 補助対象となる事業内容及び補助率は別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第4条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記様式第1号及び別記様式第2号によるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第5条 補助事業者が、知事に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときの承認申請は、別記様式第3号によるものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 要項第5条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、事業費の30%を超える変更を行う場合とする。

2 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、別記様式第1号及び別記様式第2号を準用する。

（事業の補助金等交付決定前着手）

第7条 補助事業者等は、やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、別記様式第4号により知事の承認を受けるものとする。

（実績報告）

第8条 要項第9条第2項のその他知事が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。

（1）事業実績書（別記様式第1号を準用する。）

（2）補助事業に要した経費に係る経理証拠書類等

2 第1項の実績報告書の提出は、要項第9条第3項の規定にかかわらず補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は令和9年（2027年）3月5日のいずれか早い期日までとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）4月30日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費		補助率	補助金上限
事業区分	内容		
<国内販路拡大及びブランディングに係る経費>			1,000 千円
球磨焼酎のブラッシュアップ等の商品開発に係る経費	①試作・開発費 ②印刷費 ③機械費	3/4 以内	
国内外の酒類コンペティションへの出展に係る経費	①出展料 ②翻訳料 ③輸送費 ④受賞のPRに係る経費	3/4 以内	
国内展開向けの展示会や商談会、販売会への出展に係る経費	①小間料 ②小間装飾費 ③輸送費 ④印刷費 ⑤旅費	3/4 以内	
<海外販路拡大に係る経費>			
現地市場調査・販売促進活動に係る経費	①旅費 ②試飲サンプル輸送費 ③テストマーケティングに係る経費 ④販売促進活動に係る経費	3/4 以内	
輸出に向けた商品開発に係る経費	①試作・開発費（パッケージデザイン等含む） ②印刷費	3/4 以内	
海外展開に向けた展示会や商談会、販売会への出展に係る経費	①小間料 ②小間装飾費 ③輸送費（資材・試飲サンプル） ④印刷費 ⑤旅費 ⑥通訳費	3/4 以内	
現地での広報活動に係る経費	①宣伝広告費	3/4 以内	
その他海外展開に向けた経費	上記以外の海外展開拡大に向けた事業に必要不可欠な経費	3/4 以内	

補助対象経費		補助率	補助金上限
事業区分	内容		
球磨焼酎酒造組合が実施する取組みに係る経費	①講演会、研修会、商談会、戦略会議等の実施 ②SNS等を活用した情報発信 ③需要喚起、消費拡大に係る取組み ④組合の機能強化に係る取組み	定額	6,000千円
	都市圏（東京・大阪・福岡等）での球磨焼酎販路拡大に係る取組み	定額	12,000千円
球磨焼酎蔵ツーリズム協議会が実施する誘客促進に要する経費	①誘客イベントの開催経費 ②体験プランのブラッシュアップに係る経費 ③旅行商品造成に係る経費 ④球磨焼酎の情報発信に係る経費	定額	5,000千円

【対象経費の説明】

<国内販路拡大及びブランディング>

◆球磨焼酎のブラッシュアップ等の商品開発に係る経費

①試作・開発費

原材料費（試食サンプル）、資材費、委託加工費等

②印刷費

パッケージデザイン・印刷、パンフレット等の作成等に要する経費等

③機械費

10万円以下（税込）の簡易な機器（商品開発に不可欠な物に限る）導入経費

◆国内外の酒類コンペティションへの出展に係る経費

①出展料

コンペティション出展に係る出展料

②翻訳料

出展申込書等の翻訳に係る経費

③輸送費

出展品の輸送及び輸送に係る保険加入に要する経費

④受賞のPRに係る経費

コンペティションで受賞した者や酒類のPRに係る経費

◆国内展開向けの展示会や商談会、販売会への出展に係る経費

①小間料

商談会等の出展に係る小間料

②小間装飾費

小間の装飾及び備品借りに要する経費

③輸送費

出展品の輸送及び輸送に係る保険に要する経費

④印刷費

商談会等で配布するパンフレット等の作成に要する経費

⑤旅費

商談会等への出展に係る宿泊交通費（ただし、ガソリン代、タクシー代、駐車場代は除く）

◆その他

上記以外の商品開発やコンペティション出展に必要な不可欠な経費

<海外販路拡大>

◆現地市場調査・販売促進活動に係る経費

①旅費

現地市場調査に係る宿泊交通費

②試飲サンプル輸送費

現地調査や商談等に必要となる試飲サンプルの輸送費

③テストマーケティングに係る経費

商品出品料、通訳費、試飲サンプル費用 等

④販売促進活動に係る経費

販売員費用、試飲サンプル費用、販促資材費、通訳費 等

◆輸出に向けた商品開発に係る経費

①試作・開発費

原材料費（試食サンプル）、資材費、委託加工費 等

②印刷費

パッケージデザイン・印刷、パンフレット等の作成等に要する経費等

◆海外展開に向けた展示会、商談会、販売会への出展に係る経費

①小間料

商談会等の出展に係る小間料

②小間装飾費

小間の装飾及び備品借りに要する経費

③輸送費

出展品の輸送及び輸送に係る保険に要する経費

④印刷費

商談会等で配布するパンフレット等の作成に要する経費

⑤旅費

商談会等への出展に係る宿泊交通費

⑥通訳費

展示会や商談会の際に必要な通訳の費用

◆現地での広報活動に係る経費

①宣伝広告費

現地メディアへの掲載費、現地インフルエンサーや各種メディアを使用した広報活動等に係る経費

◆その他海外展開に向けた経費

上記以外の海外展開拡大に向けた事業に必要不可欠な経費
(商標登録費用、商品登録費 等)

*販売商品代の補填や商品輸送費は補助対象外とする。